手帳をお持ちの方へのお知らせ

下記の場合は、お近くの市役所窓口にて 必ず手続きを行ってください!

I. 一部の障がいが無くなったとき

【必要なもの】 手帳+顔写真 | 枚+マイナンバーがわかるもの

2. 全部の障がいが無くなったとき

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

3. 障がいの程度が変わったとき

【必要なもの】 手帳+各手帳取得の申請に必要なもの(※)

※)身体障害者手帳:5ページ参照 / 療育手帳:6ページ参照 / 精神障害者健康福祉手帳:7ページ参照

4. 次の判定月に近付いたとき(身体障害者手帳・療育手帳)

【必要なもの】 手帳+各手帳取得の申請に必要なもの(※)

※) 身体障害者手帳:5ページ参照 / 療育手帳:6ページ参照

5. 有効期限が近付いたとき(精神障害者保健福祉手帳) (※有効期限後2年間は更新手続きができます)

【必要なもの】 手帳+各手帳取得の申請に必要なもの(※)

※) 精神障害者健康福祉手帳: 7ページ参照

6. 住所・氏名が変わったとき

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

7. 保護者が変わったとき(身体障害者手帳・療育手帳)

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

8. 手帳を紛失したとき

【必要なもの】 顔写真 | 枚+マイナンバーがわかるもの

9. 手帳を破損したとき

【必要なもの】 破損した手帳+顔写真 | 枚+マイナンバーがわかるもの

Ⅰ0. 死亡したとき

【必要なもの】 手帳+マイナンバーがわかるもの

※顔写真は「たて4cm×よこ3cm」のものに限ります。※家庭用プリンター印刷写真は不可